

令和6年度第1回松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第

日時：令和7年3月13日（木）

午後1時30分～

場所： Mウイング 4-2 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第5次松本市障がい者計画の策定について

(2) 第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況について

(3) 社会福祉施設等施設整備の基本方針について

(4) 日中サービス支援型共同生活援助事業所における評価について

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会名簿

名 前	所 属 等	備 考
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	会長
山崎 井子	(特非) 未来の風 療育センター らいふ センター長	副会長
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会	
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニック ソーシャルワーカー	
中澤 芳江	(福) アルプス福祉会理事	
杉山 敦	松本市医師会	審査部会会長
中村 一恵	しいのみ会	
香西 智子	松本養護学校教諭	
前野 弘美	松本視覚障害者福祉協会	
林 律子	(同) 雲のポッケ	
臼井 尚子	(福) 信濃友愛会理事	
西村 昭太	(特非) ケ・セラ	公募委員

計 12名

松本市 事務局名簿

所属部	職 名	氏 名
健康福祉部	障がい福祉課長	西村 恵美
	障がい福祉課課長補佐（相談・支援担当係長）	高羽 優
	障がい福祉課給付担当係長	塩原 理恵
	障がい福祉課給付担当係長	栗田 佳樹
	西部福祉課長	荻上 寿子
	西部福祉課福祉担当係長	柏木 一雄
こども部	こども福祉課長	三代澤 昌秀
	こども福祉課課長補佐（給付担当係長）	宮澤 亘
	こども福祉課相談・支援担当係長	仲林 啓

(協議事項)

第5次松本市障がい者計画及び第8期松本市障がい福祉計画
(第4期松本市障がい児福祉計画) の策定について

1 趣 旨

現行の「第4次松本市障がい者計画」と「第7期松本市障がい福祉計画及び第3期松本市障がい児福祉計画」が令和8年度で計画期間が終了することに伴い、引き続き障がい者施策の充実強化を図るため、現行計画の見直しを行い、新たに計画を策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

ア 障害者計画

(ア) 障害者基本法第11条第3項に基づき、市町村に策定が義務付けられており障がい者施策の推進に関する中長期の方向性を定める計画です。

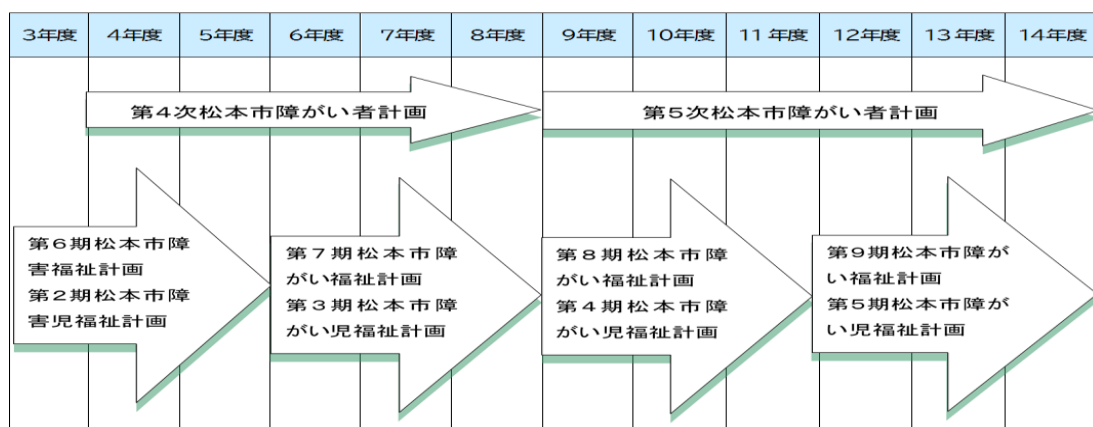
(イ) 計画の策定期間や期間は、市町村の判断で決定しており、本市では平成9年度より策定しています。

イ 障害福祉計画

(ア) 平成18年の障害者総合支援法の施行に伴い、平成19年度から市町村に策定が義務付けられ、具体的な障がい者の支援策や数値目標等について定める計画です。

(イ) 計画期間は国の指針により3年間と定められており、障害者計画との整合性を図りながら策定しています。

(2) 計画の期間



令和8年度をもって、障害者計画、障害福祉計画双方の計画期間が終了することから、次期計画については、両計画の終期を合わせた一体的な計画として策定します。

3 計画（案）の概要について

(1) 基本的な考え方

これまで進めてきた、障がいのある方も社会の構成員として地域で暮らす「共生社会」の実現の基本理念を継承しながら、地域移行や就労支援など社会参加を促進する事業を中心に、障がい者を地域全体で支える施策の推進を目指します。

(2) 計画期間

令和9年度～令和14年度の6年間

なお、3年ごとに策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の終了年度（令和11年度）を中間評価年とし、障害福祉計画及び障害福祉計画は当該年度に次期計画を策定します。

4 今後の予定

年度	時期	内容
令和7年度	7. 4	松本市社会福祉審議会（計画策定について報告）
	5～6	業者との打ち合わせ
	7	障害者福祉専門分科会（アンケート案について協議）
	8～9	アンケート調査の実施
	10～12	アンケート調査の分析、計画案の作成
	10	松本市社会福祉審議会（計画案について協議・諮問）
	8. 2	市議会 厚生委員協議会（計画策定について報告）
	3	障害者福祉専門分科会（アンケート結果報告、計画案の協議）
令和8年度	4～9	障害者福祉専門分科会（計画案について協議）
	10	社会福祉審議会から計画案について答申
	12	市議会 厚生委員協議会（計画案について協議）
	12～1	パブリックコメント
	2	市議会厚生委員協議会（計画について報告）
	2	障害者福祉専門分科会（計画について報告）
	3	松本市自立支援協議会（計画について報告）

第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の進捗状況 について

第6期松本市障がい福祉計画・第2期松本市障がい児福祉計画(令和3～令和5年度)における令和5年度の実績値について、取りまとめましたので下記のとおり結果を報告します。

1 障害福祉サービス等の利用状況

(1)訪問系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (時間/月)	見込	7,065	7,065	7,065
	実績	6,201	6,890	7,257
	到達状況(実績/見込)	87.8%	97.5%	102.7%
②重度訪問介護 (時間/月)	見込	443	443	443
	実績	1,419	1,460	1,881
	到達状況(実績/見込)	320.3%	329.6%	424.6%
③同行援護 (時間/月)	見込	498	498	498
	実績	503	613	775
	到達状況(実績/見込)	101.0%	123.0%	155.6%
④行動援護 (時間/月)	見込	1,232	1,318	1,410
	実績	909	1,178	1,471
	到達状況(実績/見込)	73.8%	89.4%	104.3%
⑤重度障害者包括支援(時間/月)	見込	2,920	2,920	2,920
	実績	2,880	2,160	2,006
	到達状況(実績/見込)	98.6%	74.0%	68.7%

時間＝月間利用時間

- ※① 居宅介護の利用者は、令和2年度 394 人/月から令和 5 年度 473 人/月と増え、利用時間も増加しています。
- ※② 重度訪問介護は、長時間の利用者が増加したことにより、実績が見込を大幅に超過しています。
- ※③ 行動援護の利用者は、令和 2 年度 62 人/月から令和 5 年度 88 人/月と増え、利用時間も増加しています。

(2) 日中活動系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護 (日分/月)	見込	9,488	9,677	9,870
	実績	8,657	8,568	8,583
	到達状況(実績/見込)	91.2%	88.5%	87.0%
②自立訓練(機能訓練) (日分/月)	見込	29	29	29
	実績	11	77	20
	到達状況(実績/見込)	75.9%	265.5%	69.0%
③自立訓練(生活訓練) (日分/月)	見込	145	145	145
	実績	164	479	169
	到達状況(実績/見込)	113.1%	330.3%	116.6%
④就労移行支援 (日分/月)	見込	1,265	1,347	1,430
	実績	1,401	1,357	1,347
	到達状況(実績/見込)	110.8%	100.7%	94.2%
⑤就労継続支援(A型) (日分/月)	見込	1,627	1,702	1,777
	実績	1,667	2,364	3,027
	到達状況(実績/見込)	102.5%	138.9%	170.3%
⑥就労継続支援(B型) (日分/月)	見込	10,042	10,170	10,300
	実績	9,585	9,679	10,143
	到達状況(実績/見込)	95.4%	95.2%	98.5%
⑦就労定着支援 (日分/月)	見込	16	16	16
	実績	15	20	27
	到達状況(実績/見込)	93.8%	125.0%	168.8%
⑧療養介護 (日分/月)	見込	49	49	49
	実績	52	51	54
	到達状況(実績/見込)	106.1%	104.1%	110.2%
⑨短期入所(福祉型) (日分/月)	見込	392	401	409
	実績	383	398	409
	到達状況(実績/見込)	97.7%	99.3%	100.0%
⑨短期入所(医療型) (日分/月)	見込	169	170	174
	実績	122	106	116
	到達状況(実績/見込)	72.2%	62.4%	66.7%

日分＝月間延利用人数

※⑤ 就労継続支援(A型)の利用人数が大きく増加している要因は令和2年度に6か所だった事業所数が令和5年度に13か所に増えたことや精神障害者の利用者が増加しているためと考えられます。

(3)居住系サービスの見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助 (人／月)	見込	6	8	10
	実績	5	4	2
	到達状況(実績／見込)	83.3%	50.0%	20.0%
②共同生活援助 (人／月)	見込	260	279	298
	実績	259	282	312
	到達状況(実績／見込)	99.6%	101.1%	104.7%
③施設入所支援 (人／月)	見込	232	231	230
	実績	220	219	212
	到達状況(実績／見込)	94.8%	94.8%	92.2%

人＝月間実利用人数

※① 自立生活援助事業は平成30年度に始まった事業で、事業所数も少ないため実績が少ないと考えられます。

※③ 施設入所支援の利用者数について、第6期障害者福祉計画では施設入所者を地域へ移行し利用者数が減る見込みとしました。

(4)相談支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	見込	486	494	503
	実績	473	562	596
	到達状況(実績／見込)	97.3%	113.8%	118.5%
②地域移行支援	見込	5	5	5
	実績	1	0	0
	到達状況(実績／見込)	20.0%	0.0%	0.0%
③地域定着支援	見込	5	5	5
	実績	5	6	8
	到達状況(実績／見込)	100.0%	120.0%	160.0%

人＝月間実利用人数

(5)障がい児支援の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童発達支援 (人／月)	見込	117	125	133
	実績	120	149	238
	到達状況(実績／見込)	102.5%	119.2%	178.9%
②放課後等デイサー ビス(人／月)	見込	316	335	356
	実績	422	477	626
	到達状況(実績／見込)	133.5%	142.3%	175.8%
③保育所等訪問支援 (人／月)	見込	2	3	3
	実績	0	1	1
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	33.3%
④居宅訪問型児童発 達支援(人／月)	見込	2	3	4
	実績	0	1	2
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	50%
⑤障害児相談支援 (人／月)	見込	45	46	48
	実績	55	203	74
	到達状況(実績／見込)	122.2%	441.3%	154.2%
⑥医療的ケア児に対 する関連分野の支援 を調整するコーディネーター (圏域配置人数)	見込	0	0	1
	実績	0	0	1
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	100%

人＝月間実利用人数

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
⑦福祉型児童入所支 援(人／月)	見込	5	5	5
	実績	4	4	5
	到達状況(実績／見込)	0%	0%	100%
⑧医療型児童入所支 援(人／月)	見込	14	16	16
	実績	20	21	18
	到達状況(実績／見込)	142.8%	131.2%	112.5%

人＝月間実利用人数

(6)サービス事業所数の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護設置目標数	見込	20	21	22
	実績	20	20	19
	到達状況(実績／見込)	100.0%	95.2%	86.4%
自立訓練設置目標数	見込	1	1	1
	実績	1	2	2
	到達状況(実績／見込)	100.0%	200.0%	200.0%
就労移行支援設置目標数	見込	12	13	14
	実績	10	13	11
	到達状況(実績／見込)	83.3%	100.0%	78.6%
就労継続支援(A型)設置目標数	見込	6	6	7
	実績	10	12	13
	到達状況(実績／見込)	166.7%	200.0%	185.7%
就労継続支援(B型)設置目標数	見込	29	29	30
	実績	34	37	37
	到達状況(実績／見込)	117.2%	127.6%	123.3%
療養介護設置目標数	見込	2	2	2
	実績	2	2	2
	到達状況(実績／見込)	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所設置目標数	見込	15	15	16
	実績	17	19	18
	到達状況(実績／見込)	113.3%	126.7%	112.5%
グループホーム設置目標数	見込	50	53	56
	実績	59	64	76
	到達状況(実績／見込)	118.0%	120.8%	135.7%

単位:力所数

(7)地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較

	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業(件数／年)	見込	1,424	1,495	1,596
	実績	1,348	1,483	1,499
	到達状況(実績／見込)	94.7%	99.2%	93.9%
日常生活用具給付等 事業(件数／年)	見込	5,143	5,177	5,220
	実績	5,146	5,500	5,603
	到達状況(実績／見込)	100.1%	106.2%	107.3%
移動支援事業(時間 ／年)	見込	22,877	22,877	22,877
	実績	15,743	14,278	15,813
	到達状況(実績／見込)	68.5%	62.4%	69.1%
地域活動支援センタ ー事業(件数／月)	見込	155	156	157
	実績	113	103	92
	到達状況(実績／見込)	72.9%	66.0%	58.6%

令和8年度松本市障がい児・者施設整備の基本方針

1 目的

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。」とする理念や松本市第4次障がい者計画及び第7期松本市障がい福祉計画・第3期松本市障がい児福祉計画の実現に向け、障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、また、安心して暮らせる生活基盤の確保等を図るため、次のとおり施設整備の方針を定める。

2 整備方針

次の施設整備を優先的に実施する。

(1) 障がい児・者の安全対策の促進

ア 利用者の安全を確保するため、耐震診断や老朽度調査等の結果、耐震化改修や施設の大規模改修等を行う必要のある施設の整備を優先する。

イ 利用者の安全を確保するため、非常用自家発電設備の設置、ブロック塀等の倒壊防止など、施設の防災対策を強化するための施設の整備を優先する。

(2) 重度障がい児・者に対応する事業所の整備促進

重度障がい児・者の日中活動の場の確保や地域生活への移行を進めるため、強度行動障がい児・者、医療的ケアのある障がい児・者、重症心身障がい児・者等に対応できる施設整備(障害児通所支援、生活介護等)を優先する。

(3) グループホームの整備促進

ア 医療的ケアを有する者や強度行動障がい者を有する者が入居できる事業所の整備を優先する。

イ 障がい者が地域で安心して暮らすためには、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要があることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

ウ 地域生活の支援のため、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が必要であることから、短期入所を併設する施設を優先する。

(4) 日中活動の場の整備促進

地域生活の支援のため、日中活動の場となる通所事業所の整備が必要であることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の整備を優先する。

(5) 発達障がい児支援施設整備の促進

発達障がい児の支援の充実を図るため、地域での障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターの整備を優先する。

(6) 地域生活支援拠点整備の促進

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、短期入所や相談支援機能等を有し、障がい者の地域での暮らしを支える、地域生活支援拠点となる施設の整備を優先する。

(7) 地域共生社会の促進

障がい児・者のみならず、高齢者や貧困等の問題を抱える方が地域で生活が送ることができる社会資源の整備が必要となることから、共生型サービスを提供する施設、多世代交流や多機能型福祉施設の整備を優先する。

3 その他優先度を判定する観点

- (1) 市障がい福祉計画及び市障がい児福祉計画に基づく整備目標の達成に資するものであること。
- (2) 施設整備の目的、計画等が具体的であるもの。
- (3) ニーズ調査等が十分に行われ、真に必要な整備計画となっているもの。
- (4) 松本市、松本市自立支援協議会等の関係者との調整が十分行われているもの。
- (5) 設置・運営主体となる法人の組織体制及び運営状況が適正であること。
- (6) 資金計画が適正で、法人の安定した運営が確保されていること。
- (7) 利用者の利便性を確保する観点から、施設の立地、構造、設備等において配慮がなされていること。
- (8) 環境に配慮された施設となっていること。

4 留意事項

- (1) 令和8年度に松本市において障がい児・者の施設整備を希望する事業者は、整備計画書を令和7年9月30日までに所管課(障害福祉サービス事業所は障がい福祉課、障害児通所支援事業所はこども福祉課)に提出すること。
- (2) 事業計画は、補助金の内示から令和9年3月31日までに補助事業が完了するものであること。
- (3) 整備を行う圏域におけるニーズ調査等を十分に行うとともに、整備予定地の近隣住民等に事前に説明等を行い、理解を得ること。
- (4) 施設整備については、「松本市社会福祉施設等整備審査会」において審査し、承認を得た案件について、国庫補助協議を行うものであること。複数の事業者から施設整備の希望がある場合は、当該審査会における審査に基づき、優先順位を付すること。
- (5) 補助基準単価は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に記載されている補助基準単価を用いて補助金額を算出するが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があること。なお、事前に交付要綱をよく確認した上で、計画書を提出すること。
- (6) 国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事費の2.6%が上限))の実支出額に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額(千円未満切り捨て)が補助金額となること。
- (7) 市は予算の範囲内で補助を行うものとし、国庫補助協議の結果、国庫補助金の交付対象とされなかった場合は、市は補助を行わないものであること。また、国庫補助金の内示額が協議額に比して減額された場合は、市補助金も併せて減額となること。
- (8) 整備計画書の提出された案件が全て補助採択されるとは限らないため、補助採択されなかった場合の対応について十分に検討しておくこと。